

京都府医療勤務環境改善支援センター

Support Center News



November 2022. | Vol. 83

医療機関勤務環境評価センターについて

医療機関勤務環境評価センターは、病院又は診療所（以下「医療機関」という）に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組みの状況等について評価を行うこと及び労働時間の短縮のための取組みについて、医療機関の管理者に対して必要な助言・指導を行うことにより、医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することを目的として、令和4年4月に日本医師会が厚生労働省から指定されたものです。先般、9月16日に医療機関勤務環境評価センターのホームページ (<https://www.sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center>) が公開されましたので、評価方法等についてご紹介いたします。（以下、医療機関勤務環境評価センターホームページより抜粋）

I 対象医療機関について

医師の労働時間短縮の取組の評価を希望する医療機関全てが評価対象となります。中でも、B・連携B・C水準の指定申請を予定している医療機関は、指定申請に当たって評価を受けている必要がありますので、こうした医療機関が主な評価対象となります。各水準の指定要件は次の①から④のようになっています。指定申請を予定している場合、評価センターの審査は、申請予定の水準を明らかにした上で受けていただく必要があります。なお、例えば、同一の医療機関にB水準の医師とC-1水準の医師がいる場合、その医療機関はB水準とC-1水準双方の指定申請を行う必要がありますので、このような場合には、指定申請予定のすべての水準を明らかにしていただく必要があります。また、医療機関がC-2水準の指定を受ける場合には、別途、厚生労働大臣（審査組織）の確認を受ける必要があります。評価センターの審査は、厚生労働大臣の確認を受けていなくても審査申請を行うことが可能です。

- ① B水準（特定地域医療提供機関）
- ② 連携B水準（連携型特定地域医療提供機関）
- ③ C-1水準（技能向上集中研修機関）
- ④ C-2水準（特定高度技能研修機関）

「医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ」より抜粋

「京都市いいきき働く医療機関認定制度」

～働きやすい働きがいのある職場として、
「稲荷山武田病院」「京都市立京北病院」を新たに認定！～



当センターでは、平成29年1月から「京都市いいきき働く医療機関認定制度」を開始しました。職員一人ひとりがいいききと輝ける職場づくりに取り組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院をセンターが認定します。本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。令和4年10月19日(水)の京都市いいきき働く医療機関認定審査会において、「稲荷山武田病院」「京都市立京北病院」が基本認定50項目の達成基準を満たしていると判断し、働きやすい働きがいのある職場である「いいきき働く基本認定医療機関」として新たに認定されました。認定までには、病院において当センターによる実施確認が必要となります。実施確認は基本認定申請書の到着順で行いますので、達成基準を満たした病院は申請書を当センターまでご提出ください。

1 京都南西病院	2 向日回生病院	3 蘇生会総合病院	4 脳神経リハビリ北大路病院	5 嵯峨野病院	6 いわくら病院	7 洛和会音羽病院	8 宇多野病院	9 京都リハビリテーション病院	10 京都九条病院	11 もみじヶ丘病院	12 綾部市立病院	13 京都田辺中央病院	14 なぎ辻病院	15 京都民医連中央病院	16 京都ルネス病院
17 京都博愛会病院	18 精華町国民健康保険病院	19 洛西ニュータウン病院	20 宮津武田病院	21 相馬病院	22 京都回生病院	23 京都きづ川病院	24 洛和会音羽記念病院	25 北山武田病院	26 富田病院	27 洛和会音羽リハビリテーション病院	28 京都田辺記念病院	29 なごみの里病院	30 宇治武田病院	31 京都東山老年サナトリウム	32 綾部ルネス病院
33 賀茂病院	34 京都ならびがおか病院	35 新京都南病院	36 京都南病院	37 洛和会丸太町病院	38 武田病院	39 亀岡病院	40 洛和会東寺南病院	41 丹後中央病院	42 京都久野病院	43 京都済生会病院	44 日本バプテスト病院	45 桃仁会病院	46 市立福知山市民病院	47 稲荷山武田病院	48 京都市立京北病院

いいきき働く認定医療機関（基本認定：令和4年10月末現在）



「いいきき働く医療機関宣言」受付中！

～勤務環境改善で人材確保・定着へ。改善に向けてまずは宣言を！～

令和4年10月末現在、97病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取組みを開始されています。宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いいきき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

いいきき働く宣言医療機関（令和4年10月末現在）

※表示はセンターへの宣言書到着順

1 京都リハビリテーション病院	26 綾部市立病院	51 京都岡本記念病院	76 渡辺病院
2 京都ルネス病院	27 稲荷山武田病院	52 亀岡病院	77 京都民医連あすかい病院
3 京都田辺中央病院	28 京都博愛会病院	53 高雄病院	78 洛北病院
4 京都田辺記念病院	29 学研都市病院	54 なぎ辻病院	79 南京都病院
5 精華町国民健康保険病院	30 脳神経リハビリ北大路病院	55 八幡中央病院	80 新河端病院
6 京都九条病院	31 京都回生病院	56 市立福知山市民病院	81 西山病院
7 介護医療院さいきょう	32 木津屋橋武田病院介護医療院	57 田辺病院	82 京都武田病院
8 シミズ病院	33 嵯峨野病院	58 蘇生会総合病院	83 堀川病院
9 ほうゆうリハビリテーション病院	34 京都南西病院	59 京都ならびがおか病院	84 吉祥院病院
10 宮津武田病院	35 十条武田リハビリテーション病院	60 なごみの里病院	85 日本バプテスト病院
11 松ヶ崎記念病院介護医療院 (介護医療院洛和ウィラよつばへ名称変更)	36 北山武田病院	61 富田病院	86 千春会病院
12 長岡病院	37 賀茂病院	62 綾部ルネス病院	87 明治国際医療大学附属病院
13 京都南病院	38 京都きづ川病院	63 六地藏総合病院	88 京都からすま病院
14 新京都南病院	39 宇多野病院	64 京都東山老年サナトリウム	89 京都済生会病院
15 京都民医連中央病院	40 洛和会丸太町病院	65 金井病院	90 京都大原記念病院
16 もみじヶ丘病院	41 洛和会音羽病院	66 京都鞍馬口医療センター	91 京都八幡病院
17 三菱京都病院	42 洛和会音羽記念病院	67 介護医療院五木田病院	92 同志社山手病院
18 吉川病院	43 洛和会音羽リハビリテーション病院	68 丹後中央病院	93 京都市立京北病院
19 宇治武田病院	44 洛和会東寺南病院	69 愛生会山科病院	94 京都近衛リハビリテーション病院
20 京都久野病院	45 身原病院	70 宇治病院	95 みのやま病院
21 第二久野病院(京都久野病院と統合)	46 洛西シミズ病院	71 京都桂病院	96 桃仁会病院
22 いわくら病院	47 洛西ニュータウン病院	72 西陣病院	97 ムツミ病院介護医療院
23 相馬病院	48 医仁会武田総合病院	73 大島病院	
24 向日回生病院	49 武田病院	74 むかいじま病院	
25 亀岡シミズ病院	50 伏見岡本病院	75 市立舞鶴市民病院	



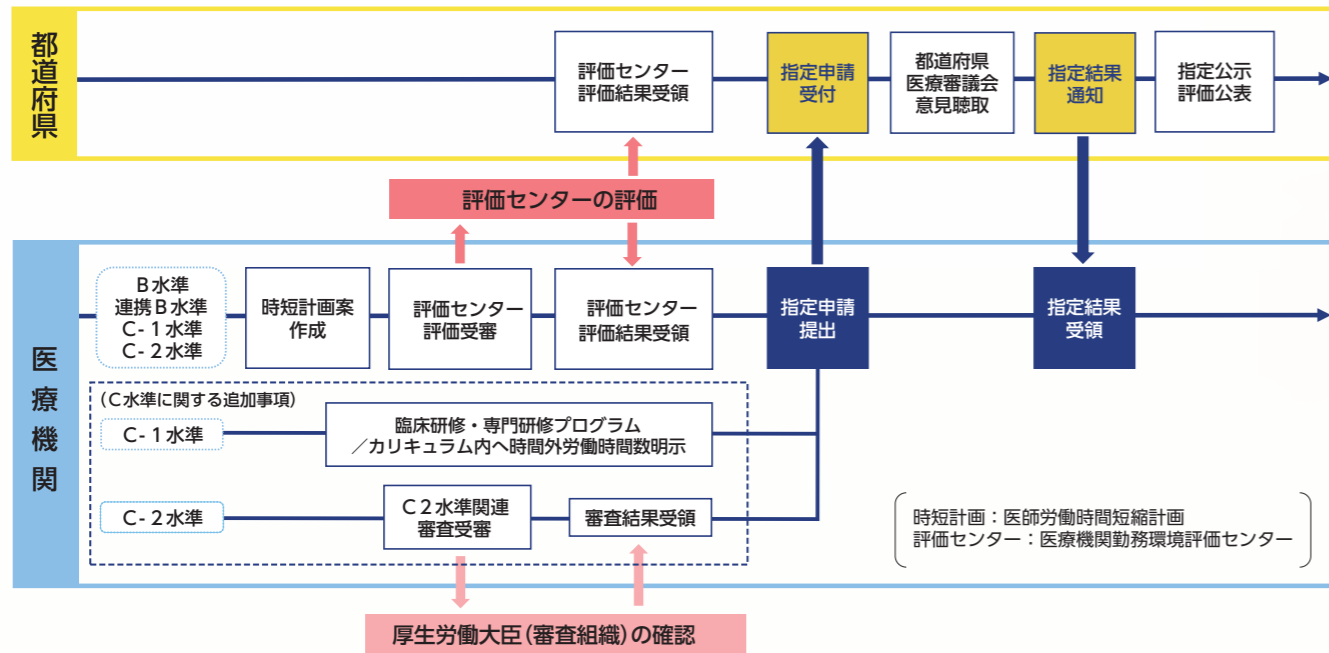
秘密は厳守します。相談内容など

京都府医療勤務環境改善支援センター
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

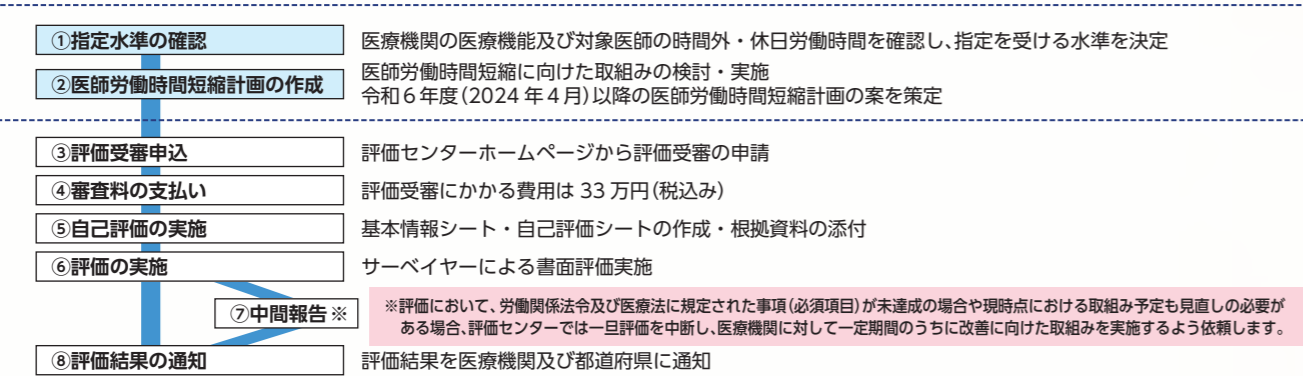
業務時間 月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く）9時30分～17時30分
場所 COCON烏丸8階（京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地）

B・連携B・C-1・C-2水準の指定に係る都道府県・医療機関の流れ



評価センターの評価受審申込から評価結果通知までの流れ

当センターでの評価受審申し込みから評価結果を通知までの流れは以下のとおりとなります。



評価方法について

1. 評価の実施体制

受審医療機関の評価は、医師である医療サーベイヤーと社会保険労務士である労務管理サーベイヤーが2名1組で行います。医療サーベイヤー及び労務管理サーベイヤーは、一定の要件を満たし、かつ、当評価センター所定のサーベイヤー養成研修を修了した者が担当します。

2. サーベイヤーの選任について

医療機関の評価を担当するサーベイヤーは、原則として評価を受ける医療機関の所在地と同じ都道府県で勤務していない者を選任します。圏域が広い北海道については、評価を受ける医療機関と二次医療圏が異なる地域で勤務している道内のサーベイヤーを選任することを想定しています。

3. 書面評価について

令和6年度(2024年4月)から特定労務管理対象機関の指定を受けようとする医療機関の初回の評価は、原則書面により評価を行います。

4. 評価の頻度について

医療法では、B・連携B・C水準の対象医療機関としての都道府県による指定の有効期間を3年としています。都道府県は、指定の際に評価結果を踏まえる必要がありますので、評価は3年に1回受ける必要があります。

評価結果について

各評価項目の判定結果を踏まえ、全体評価を行います。労働関係法令及び医療法に規定された事項に係る項目(必須項目)をすべて満たしたうえで、労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組み、労働時間の実績を踏まえて評価を行います。

また、全体評価は、評価項目の達成状況に応じて定型的な文言で表現されます。

- ▶ 評価結果は、評価を受審した医療機関に通知するとともに、当該医療機関の所在地の都道府県にも通知されます。**(特例水準の指定を受けるには、別途、医療機関が都道府県へ指定申請を行う必要がありますのでご注意ください)**
- ▶ 都道府県は、評価結果を医療機関への支援内容及び地域医療提供体制の検討に活用するとともに、都道府県がB・連携B・C水準の対象医療機関の指定の際の判断材料とします。
- ▶ 都道府県は、最終的なB・連携B・C水準医療機関指定の指定結果を申請医療機関へ通知します。その後、都道府県が指定結果の公示と評価結果の公表を行います。

中間報告について

評価において、現時点における取組状況に改善の必要があり、かつ今後の取組み予定も見直しの必要がある場合や労働関係法令及び医療法に規定された事項(必須項目)が未達成の場合、評価センターでは一旦評価を中断し、医療機関に対して、サーベイヤーの助言とともに該当項目の達成に向けた取組みの実施を依頼します。これを中間報告といいます。

中間報告を受けた医療機関は、必要に応じて医療勤務環境改善支援センターの支援を受けるなど、一定期間のうちに該当項目の達成に向けた取組みを進めていきます。評価センターは医療機関からの改善報告を受けて、評価手続きを再開します。

評価受審申込から評価結果通知までの期間

評価センターでは、必要書類を受け付けてから評価結果を通知するまでに4か月程度を見込んでいます。

医療機関は評価結果を受けた後、都道府県へ指定申請を行う必要があります。令和6年度(2024年4月)からの制度開始までに指定を受けるためには、余裕をもって手続きを進める必要があります。

10月の活動内容

1 医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境改善マネジメントシステムの導入の促進を図ります。

2 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。

●令和4年10月：特別支援事業による病院訪問(3病院)

3 勤務環境改善に取り組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時医療経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

4 勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。

研修会のご案内

対象 京都府内病院の理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ経営・労務の管理職等

参加費無料

医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修会

第2回

日時：令和4年12月1日(木) 午後2時30分～午後4時30分

場所：ハートンホテル京都
テーマ：「医師の働き方改革の最新動向と院内における効果的な進め方」

講師：斐 英洙 氏
(ハイズ株式会社代表・慶應義塾大学大学院特任教授)

定員：会場参加30名、オンライン参加500名

医療勤務環境改善研修会

「医師の働き方改革について」(京都労働局共催)

日時：令和4年11月9日(水) 午後2時30分～午後4時30分

場所：ハートンホテル京都
テーマ：「医師の働き方改革と労働時間上限規制」

講師：岸川 守 氏
(関西ステート経営労務事務所代表・特定社会保険労務士)

定員：会場参加20名、オンライン参加500名

※申し込みは、京都私立病院協会ホームページの「研修・イベント申込」からお申し込みください。